第6号様式別表5の3の2記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の15第2項各号に掲げる法人が、当該各号に定める金額の内訳について記載し、第6号様式別表5の3に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の都道府県知事(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、主たる事務所等所在地の都道府県知事)に1通を提出してください。

2 各欄の記載のしかた

2 各欄の記載のしかた 欄	記載のしかた	留意事項
1 各欄共通	収入金額課税事業をあわせて行う法人にあっては収入金額課	
· -	税事業分を含めないで記載します。	
	この場合、区分計算の内訳を示した明細書(任意の書式)を	
	添付してください。	
2「労働者派遣等を受けた法人」	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等	別途明細書に準じた書類
の各欄	に関する法律(以下「労働者派遣法」といいます。)第26条第1	を作成している場合には、
	項又は船員職業安定法第66条第1項に規定する労働者派遣契約	「計①」の欄に金額を記入
	又は船員派遣契約に基づく労働者派遣(労働者派遣法第2条第	のうえ、各欄の記載に代え
	1号に規定する労働者派遣をいいます。) 又は船員派遣(船員職	て当該書類を別紙として明
	業安定法第6条第11項に規定する船員派遣をいいます。) を受け	細書に添付することとして
	た法人が、当該法人に対して派遣をした者(以下「派遣元」と	差し支えありません。
	いいます。)ごとに、各欄に記載します。	
3「労働者派遣等をした法人」の	労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づく労働者派遣又は船	(1) 派遣先が法人以外のも
各欄	員派遣をした法人が、当該法人から労働者派遣又は船員派遣を	のについては、その他と
	受けた者(以下「派遣先」といいます。) ごとに、各欄に記載し	して一括記載して差し支
	ます。	えありません。
		(2) 別途明細書に準じた書
		類を作成している場合に
		は、「計②」及び「計③」 の欄に金額を記入のう
		る、各欄の記載に代えて
		当該書類を別紙として明
		細書に添付することとし
		て差し支えありません。
4「派遣をした者(派遣元)」の	派遣先又は派遣元の主たる事務所等の住所又は所在地を記載	(<u>A</u> 0)(/(0))
「住所又は所在地」及び「派遣		
を受けた者(派遣先)」の「住		
所又は所在地」		
5「派遣元に支払う金額」	法第72条の15第2項第1号に規定する当該労働者派遣又は船	消費税及び地方消費税に
	員派遣をした者に支払う金額(当該事業年度において労働者派	相当する金額は含めないで
	遣又は船員派遣の役務の提供の対価として派遣元に支払う派遣	記載します。
	料で、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入され	
	る金額(棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度にお	
	いて支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税	
	の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの))	
- Fresh LW	を記載します。	(a) the same and the feet
6「派遣人数」及び「労働時間数」	当該事業年度における派遣労働者(労働者派遣法第2条第2	
	号に規定する派遣労働者をいいます。)又は派遣船員(船員職業	者派遣契約書又は船員派
	安定法第6条第12項に規定する派遣船員をいいます。)の人数及び業務に従事した派遣船員をいいます。)の人数及	遣契約書をもとに記載し オナ
	び業務に従事した派遣労働者等の総労働時間数を記載します。 なお、当該人数及び労働時間数に代えて、延べ派遣人数・日	ます。 (2) 労働時間数について
	(派遣労働者等が勤務した日数を合計したもの)を記載しても	は、派遣先にあっては労
	差し支えありません。	働者派遣法第42条又は船
		員職業安定法第86条に規
		定する派遣先管理台帳を、
		派遣元にあっては労働者
		派遣元にあっては労働者派遣法第37条又は船員職
		派遣法第37条又は船員職
		派遣法第37条又は船員職 業安定法第77条に規定す

		代えて延べ派遣人数・日 を記載する場合は、備考 欄にその旨記載します。
7 「派遣労働者等に支払う報酬給 与額」	派遣労働者等に係る法第72条の15第1項各号に掲げる金額を 記載します。ただし、労働者派遣等をした法人について、派遣 労働者等が当該労働者派遣等をした法人の業務にも従事してい る場合には、当該労働者派遣等をした法人の業務に係る分を含 めないで記載します。	
8「派遣先から支払を受ける金額」	法第72条の15第2項第2号に規定する当該労働者派遣等の役務の提供を受けた者から支払いを受ける金額(当該事業年度において労働者派遣等の役務の提供の対価として派遣先から支払を受ける派遣料で、法人税の所得又は連結所得の計算上益金の額に算入される金額)を記載します。	相当する金額は含めないで